

常時利用に関する確認書

1. 申込資格

- ・常時利用の許可期間は16日以上1年未満(4月1日～翌3月31日までの間)。
 - ・艇は艇置場(陸上艇置)はディングーヨット、浮棧橋(海上係留)はセーリングクルーザーであること。
 - ・常時利用の申請者は舟艇の所有者本人(個人又は法人)であり、共同所有する場合は船舶検査証に記載されている方。
 - ・市税の滞納がない方。
- ※暴力団員またはその親交者、暴力行為の常習者またはその恐れのある方はご利用をお断りします。

【注意事項】

- ・浮棧橋契約艇の長さとは、実測長(船舶検査証に記載されている長さではありません)。
- ・営利を目的とした艇の利用及び施設利用は出来ません。
- ・申込みに関する提出書類は返却いたしません。
- ・申込時、必要書類の記載事項の確認及び面談をおこないます。必ず申込者本人が管理事務所へお越しください。
- ・申請時、市に提出した個人情報(市が暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することがあります)。
- ・申請後、審査を経て後日艇置の可否を通知します。但し、審査内容等については一切公表しません。

2. 必要提出書類

【艇置場】 各1部

- (1) 艇置場常時利用許可申請書(様式第1号)
- (2) 住民票(本籍・マイナンバー記載なし)
※法人の場合は登記簿謄本
- (3) 市税等の滞納がない旨の証明書

【浮棧橋】 各1部

- (1) 浮棧橋常時利用許可申請書(様式第1号)
- (2) 住民票(本籍・マイナンバー記載なし)
※法人の場合は登記簿謄本
- (3) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (4) 船舶検査証書・船舶検査手帳の写し
- (5) 小型船舶操縦免許証の写し
- (6) 修理施設委任状

3. 艇の指定場所

許可の際に指定した場所以外の係留、陸置はできません。また、移動等の指示がある場合には従ってください。

4. 許可事項等の変更

利用期間中の許可申請事項の内容に変更があったときは、所定の書類にて届出が必要です。

5. 艇の一時搬出と再搬入

利用期間中に艇を一時搬出・再搬入をするときは、係員の確認を受けてください。

6. 使用期間の利用料について

- ・利用料は原則一括とします。但し分納を希望される場合は、申し出ください。
- ・利用料の納付については、定められた期限内での納付を遵守してください。

【納付方法】

市が発行する納入通知書により、銀行・郵便局・信用金庫・農協・漁協等の金融機関において納付ください。

【催促】

納付期限を経過した場合、市より催促状を発行するとともに、遅延金を徴収します。

7. 利用の取り消し

- ・常時利用の取り消しを行う場合は、1ヶ月前に所定の書類にて届出が必要です。
- ・届出が取り消し月と同月の場合は、その月の利用料は徴収いたします。
- ・福岡市ヨットハーバー条例及び規則、ならびに本確認書に違反した場合は許可を取り消すことがあります。

8. 権利の譲渡等の禁止

利用する権利はこれを譲渡したり担保に入れたり転貸することはできません。

9. 保管責任等について

天災(台風等)、人災(衝突等)、艇の盗難、毀損等については、福岡市及び指定管理者はその責任を負いません。
各種の保険への加入をお願いします。また各自の責任に於いて注意し、次の事項は必ず施行してください。

【盗難の防止】

貴重品などは艇内に置かず、ロッカー等に施錠をするなど盗難防止を行ってください。

【損害補償等】

港湾施設や他の船艇等に損害を与えられたときは、速やかに届出るとともに利用者の責任においてその損害を賠償し、また紛争の解決を図ってください。

【台風等の被害防止措置】

台風警報等が発せられたときは、速やかにヨットの係留、置場の状況等を点検し、他艇に影響を及ぼさないように十分な措置を講じてください。

10. 艇の修理及び給油等について

【艇の修理】

- ・艇の修理等で揚降機・修理ヤード・浮桟橋等を使用するときは、あらかじめ所定の書類にて届出が必要です。
- ・業者等に委任する場合は、委任状の届出が必要です。また修理のための用具や資材等の放置はしないでください。

【給油の取扱い】

- ・施設内に給油施設はありません。ご自身での給油後は、必ず残りを持ち帰ってください。
- ・施設内にガソリン・シンナー・プロパン等の危険品の蔵置は禁止しています。
- ・係員からの指示がある場合は従ってください。

11. 航行についての注意

【セーリング規則事項の遵守】

事前の安全対策を十分に行ってください。福岡市ヨットハーバーでのセーリングについての規制事項を遵守してください。この事項を遵守せずに事故を起こしたときは、利用許可を取り消すことがあります。

【出帰港届と救命胴衣】

出帰港届をあらかじめ提出し、乗船中は救命胴衣(ライフジャケット)の着用を義務付けてください。

【緊急時】

海上保安庁等に救難を要請する場合があります。

12. 開場時間と休場日

[開場 4月～9月 9:30～18:00] [開場 10月～3月 9:00～17:00]

[休場日 12月29日～翌1月3日まで]

ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に休場日を設けることがあります。

13. その他

- ・ゴミは原則持ち帰ること。
- ・施設での処理を依頼する場合は、ハーバー指定ゴミ袋を管理事務所にて購入し、指定場所に置いてください。
- ・桟橋及び艇置場での給水は有料です。ご利用の際は事務所に申し付けください。
- ・駐車場は有料です。尚、一泊以上のクルージング等で数日間駐車する場合は減免対象となります。ご利用の際は事務所に申し付けください。
- ・開場時間外の利用に関して、本館への入出場等は警備員対応となります。インターフォンをご利用ください。
- ・飲酒、又は酒気を帯びて入場しないでください。
- ・施設内での釣り、遊泳は危険ですので禁止します。
- ・許可なくして物品を販売し、又は展示しないでください。
- ・無断や指定場所以外での火気の使用を禁止します。
- ・危険物、汚物、その他衛生上有害と認められるものを陸上又は海上に投棄し、又は放置しないでください。
※併せて料金表、公式ホームページもご確認ください。

福岡市ヨットハーバー 《指定管理者》 福岡市ヨットハーバー&ビーチ管理運営共同事業体
〒819-0001 福岡県福岡市西区小戸3丁目58-1 TEL:092-882-2151 FAX:092-881-2344